

令和5年度一般会計補正予算について

令和5年度名古屋市一般会計補正予算案のうち教育に関する事務に係る部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、別紙の説明資料を提出します。

（令和5年9月1日提出 総務部企画経理課）

令和 5 年 9 月補正予算の概要（教育委員会所管分）

件 名	金 額	概 要
学校設備等の改修	千円	
	326,669	1 趣 旨 学校施設に対する法定点検の結果に基づく設備等の改修を行うもの。
		2 対 象
		小学校 206,845 千円
		中学校 53,587 千円
		高等学校 62,998 千円
		幼稚園 742 千円
	特別支援学校 2,497 千円	

令和5年度予算について

(単位：千円)

区 分		計上額
■ 当初予算		188,985,569 ①
■ 6月補正予算		429,400 ②
	学校給食費に係る物価高騰対応支援	429,400
■ 9月補正予算		326,669 ③
	学校設備等の改修	326,669
9月補正後の現計予算 (①+②+③)		189,741,638

令和 4 年度工事監査における指摘事項

「防火設備の改善について」

1 前提

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定められている。

2 事実

「令和 3 年度特殊建築物等定期点検業務委託（高蔵小学校始め 83 校（園）」では、建築基準法に基づく建築物、非常用の照明装置や防火設備などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、火災発生時に防火扉が床に擦って閉鎖しない箇所や防火シャッターが正常に作動しない箇所があるなど、点検対象のうち 67 校について改善が必要との報告を受けていた。そのうちの 49 校において速やかな改善が行われておらず、かつ、複数年にわたって同じ報告を受けていたにもかかわらず、対応が図られていなかった。

3 指摘

多くの子どもが通う学校施設等において、防火扉などに不具合がある状態で火災が発生した場合、必要な機能が発揮されず、児童、生徒などへの被害が拡大するおそれがある。このため、点検結果に基づき、当該防火扉などが適法な状態となるよう速やかに対応されたい。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜すい）

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2～3 （略）

第十二条 （前略）建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）（略）

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。（略）

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び事項において同じ。）（略）

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。（略）

学校設備等の改修

区分	特殊建築物点検	自家用電気 工作物点検	消防設備点検	計
小学校	209件	21件	28件	258件
	172,225千円	12,843千円	21,777千円	206,845千円
中学校	68件	10件	4件	82件
	46,540千円	3,261千円	3,786千円	53,587千円
高等学校	41件	7件	10件	58件
	52,146千円	3,577千円	7,275千円	62,998千円
幼稚園	4件	-	-	4件
	742千円	-	-	742千円
特別支援学校	3件	-	-	3件
	2,497千円	-	-	2,497千円
計	325件	38件	42件	405件
	274,150千円	19,681千円	32,838千円	326,669千円

(注) 金額は各改修の見積金額を合計したもの。

区分	内容
特殊建築物点検	【点検内容】 建築基準法に基づき実施する外壁、屋上、防火設備等の点検 【主な指摘内容】 防火扉・シャッターの閉鎖不良、煙感知器の作動不良、順位調整器の不良
自家用電気工作物 点検	【点検内容】 電気事業法に基づき実施する電線、ケーブル、受電設備、配電設備等の点検 【主な指摘内容】 回路等の絶縁不良、電線等の支障物との接触
消防設備点検	【点検内容】 消防法に基づき実施する消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具等の点検 【主な指摘内容】 救助袋の経年劣化、消火栓設備の漏水、自動火災報知設備の不良